

國學院大學學術情報リポジトリ

幼児ならびに伝達障がい児に対する樹木画テストの 教示に関する基礎的研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石川, 清明 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001268

幼児ならびに伝達障がい児に対する 樹木画テストの教示に関する基礎的研究

石川 清明

【キーワード】

幼児 伝達障がい バウムテスト 教示

1. はじめに

保育や教育の分野で対象とされるコミュニケーションの障がいは、医療やリハビリテーションの分野で対象とされるものと異なり、幅広く考えられている。「コミュニケーションの障がい」に対するとらえ方は、一般には、2001年5月に世界保健機関（WHO）総会で採択された国際生活機能分類（ICF）によるが、保育や教育の分野で対象とされる問題を包括して示す用語は未だ統一されていない。また、「コミュニケーション障害（Communication Disorders）」は、DSM-IV¹⁾に記載があるが、指し示す範囲は異なっているので（ICD-10²⁾の記載を含め、本研究では、「コミュニケーション障害（Communication Disorders）」に「聴覚障害（Hearing Disorders）」及び「広汎性発達障害（Pervasive Developmental Disorders）」や「注意欠陥／多動性障害（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）」にみられる意思ならびに感情の音声言語（Verbal）や非音声言語（Non-Verbal）による相互伝達の問題を加えて、コミュニケーションに特別な配慮や支援を必要とする状態を「伝達障がい」と称し広義にとらえている。

「伝達障がい」をもつ子どもを対象に行われる各種テストは、伝達障がいの種別や程度を評価しようとするものと伝達障がいから派生する2次的な問題や原因などの関連要因を評価しようとするものとに大別される。前者は、言語発達検査、構音検査、聴力検査、吃音検査、鼻咽腔閉鎖機能検査、発声発語器官運動検査などであり、後者は、知能診断検査、性格診断検査、親子関係診断検査、社会成熟度診断検査、人格診断検査など主に心理学的検査に属するものと脳波検査、嚥下機能検査、CT、MRI検査など医学的検査に属するものがある。

描画テストは、心理学的検査の投影法による検査に分類され、描かれる対象によって、樹木画、人物画、家族画、動物画、家木人物画（HTPテスト）などがあるが、ここでは最も多く利用されている「樹木画」を取り上げた。

樹木画テスト（以下、バウムテスト）について日本では、K.Kochの名が1949年に刊行された書籍によって広く知れわたっているが、同テストの始まりについては、1928年頃からE.Juckerによって職業相談に使用されていることが知られている^{3)、4)、5)}。その後、精神科領域で主に成人を対象に活用され、研究も幅広く行われてきた^{3)、8)、9)}。佐藤は、日本のバウムテストに関する文献

のうち1958年から2010年までを一覧にまとめている^{5) 220-266}。臨床心理学の立場から、非行や様々な問題行動と知的発達との関連などについての研究もすすめられ、近年では、「不登校児の母親面接」¹⁰⁾や「発達障害」をもつ子ども達についての報告、児童虐待に関連した報告もみられるようになった^{11)、21)、22)}。

幼児を対象とした研究については、樹木画を発達指標として活用することを考え、知的発達の問題の発見とその程度の評価や退行に関する問題の評価に重点が置かれており、樹木画の形態分析に関する数量的研究が多く、解釈を取り上げた研究は事例報告を中心に多くなされている。しかし、多くの研究は、成人を対象に適用してきた検査方法を幼児にもそのまま適用しており、幼児を対象とした場合の検査方法の妥当性について検討した報告は少ないのが現状であると言わざるを得ない。バウムテストが様々な分野で利用されているのは、他の心理学的検査と比較して専用の検査器具を必要とせず、筆記用具と白紙が1枚あれば実施できること、検査に要する時間が比較的短時間であること、検査の実施や記録法に関する特別な訓練や習熟を要さないことなどバウムテストそのものもつ特質が大きな要因と考えられる。

幼児や音声言語での相互伝達に問題をもつ子どもを対象とした検査で常に問題となるのは、教示内容が正しく提示され、子どもが所定の手続きを正しく理解して実施され、得られた結果が、そのテストが測定しようとする対象を適確に捉えたものであるかどうかを検証することである。すなわち、簡潔で要領を得ている教示が検査の前提であり、得られた検査結果の信頼性を高めることに影響を及ぼすと言える。バウムテストは、前述のようにその特質から幼児や伝達障がいを持つ子どもに対しても実施しやすいテストと言え、言語障害特別支援学級や難聴特別支援学級担当教員の研修の場である文部科学省後援で開催されている「日本言語障害児教育研究大会」においてもとりあげられ^{12)、13)}、伝達障がいの教育的診断や指導改善に活用されている。

しかし、簡便で幅広い分野で利用されている反面、検査対象年齢が幼児から高齢者までと幅広いことや被検査者がかかえている問題も多種多様であり、検査結果から臨床的に有用な情報を引き出すための解釈が可能となるまでには、検査者の豊かな臨床経験を必要とする検査であると言える。

なお、同テストには樹木画を複数描くことを求める2枚法、3枚法等の変法もあるが、幼児や特別な支援を必要とする子ども達に実施することはまれであると言えるので、これらの変法については、1枚目に対する教示のみをとりあげた。本研究では、バウムテストの多様な教示に着目し、教示がどの様に行われているのかを整理し、幼児ならびに伝達障がい児に適した教示を検討するための示唆を得ようとした。

2. 方法

バウムテストには、統一された教示が存在しない。そこで、同テストの実施を新たに考える者が、テストの実施方法についての情報を得る手段としては、第1にバウムテストに関して著され

た書籍や研究論文、第2にWebからの情報の入手、第3にバウムテストに関して開催される講習会や心理学系の学科で行われている「心理測定法」等の講義で取り上げられていることなどが考えられる。

本研究では、記述内容の信頼性と情報入手の蓋然性を考慮し、第1の方法を取り上げ、バウムテストについての手引き書として用いられてきた書籍^{3)、14)、15)}と平成25年9月1日現在で入手可能な書籍^{4)、9)、10)、16)、17)}、研究論文^{18)、19)、20)、21)、22)}から教示に関する記載を抜粋し、検査対象を特定していないものを〔I群〕、心身の疾患、問題行動をもつ学童以上を対象とした記述のあるものを〔II群〕、幼児を対象とした記述のあるものを〔III群〕、伝達障がい児・特別な支援を必要とする子どもを対象とした記述のあるものを〔IV群〕、の4つの群に分けて整理した。

教示に関する情報は、①言語教示②筆記用具③用紙の大きさ④用紙の方向（縦置きか横置きか）⑤対象者の年齢⑥対象者の持っている問題⑦その他必要と思われる事項の7項目に分けて整理した（資料参照）。なお、⑤および⑥は教示を整理し群を分ける為に使用した。

3. 結果ならびに考察

3.1. 対象者の年齢や問題等

3.1.1. 対象年齢

対象年齢についてI群は記載の無かった群であり^{3)、7)、14)、15)、16)、17)}、II群は成人を対象としている^{9)、10)}。一方、年齢の記載のあったIII群については、【コッホ-2】は具体的な年齢の記載は無いが「小さい子どもで『果物の木』という概念がわからない場合、あるいは理解できない場合」の教示についての記述がありIII群とした。他は、【木村】3歳～5歳の幼稚園児、【中島】3歳～卒園までの幼稚園児・保育園児、【桑代】幼稚園児～中学3年であった。また、IV群は、【林ら-1】幼稚園から中学生まで、【村上】11歳（小5）、【廣澤ら】7歳～13歳、【谷】小学生をそれぞれ対象としていた。

3.1.2. 対象児のもつ問題

対象児のもつ問題について記載のあるのはII群とIV群であるが、II群は、【カスティーラ(Denise De Castilla)】精神症状・問題行動の症例紹介、【山中】うつ・人と上手く関われない問題を取り上げていた。IV群では、【林ら-1】情緒障害・不登校、【村上】発達障害児、【廣澤ら】高機能広汎性発達障害、【谷】言語発達遅滞児、その他をそれぞれ対象としていた。

また、林^{3) 141-142)}は、知的障害児162名の樹木画の形態分析を行い樹木画を描画発達の側面から捉え、バウムテストの発達標識とその推移を調べ、バウムテストが知能の発達を含めた人間的成熟を投影していると指摘し、単に描画発達の遅れを評価するだけでなく、投影法検査としての有用性について述べている。

3.2. 言語教示について

3.2.1. 教示文の語句について

言語教示は、群による明確な差はなく、教示に使用された語句は「木」「実のなる木」「果物の木」「木の絵」「1本」「できるだけ上手に」「描いてください」などからなり、群ごとに、使用された用語をまとめて表1. に示した。なお、文末の表現は、「ください」で代表させた。Ⅱ群の【カスティーラ】の教示は、「木を描く」との記載のみで、実際に使用された教示では無いと判断し、除外した。なお、【林】は、教示の注意として「幼児には、“リンゴの木をかきましよう” などわかりやすい指示を与えてください」と記載している。

表1. 言語教示の内容

群	検査者・研究者	木			絵	本数	描き方	指示
		木	実のなる木	果物の木	絵	1本	上手に	描いてください
Ⅰ	コッホー1		○					○
	林		○				○	○
	高橋ら	○				○		○
	一谷ら		○					○
	ルネ. ストラ	○						○
	杉浦ら	○			○			○
Ⅱ	山中		○			○		○
Ⅲ	コッホー2			○		○	○	○
	木村	○						○
	中島		○			○		○
	桑代		○			○		○
Ⅳ	林ら-1		○			○		○
	村上	②				①		○
	廣澤ら		②			①		○
	谷		○			○		○

(注) ○は使用された用語を○付き数字は、語順を示す。

3.2.2. 本数の指定について

言語教示で最も語数の少ないものは、Ⅰ群の「杉浦」の「木の絵を描いてください」であるが、「どんな木でも構いません」とだけ付け加え、描く本数については触れていない。Ⅲ群、Ⅳ群では、描く木の本数を指定しており、Ⅳ群の「村上」「廣澤ら」は、本数を文頭に置いた教示を行っているが、これは「発達障がい」をもつ子どもの行動特性に応じた教示上の配慮と考えられる。また、幼児の場合は、複数の樹木を描くことがみられる（図1）。絵を描くことが楽しく、テストを受

けていると感じたり過度の心理的緊張を与えていない雰囲気
で検査が行われている場合には、いわゆる、遊びとしての「お
絵かき」と受け止めていたり、自由に振る舞うことが出来る雰
囲気であった場合、特に制限時間が設定されていない場合など
で十分な余白がある場合など、条件によるが、まれではない。
複数の描出は、何もせずに待つことが難しかったり、同一行動
を反復しようとする幼児の行動特性の影響と考えられる。2本
目を描き出したら別の用紙を手渡すなどをする工夫をしても
差し支えないのではないだろうか。複数の木を描いた場合の解
釈については、コッホ²⁾ 88、第3版で追加された指標として就
学適性について言及した既述や高橋ら¹²⁾ 54の2本の木を描く理
由についての記述があるが、幼児の行動特性を考慮せずに樹木
画のみで誤った解釈がなされることは避けなければならない。

3.2.3. 文字反応について

日本語による言語教示の「きをかいて」では、求められてい
ることが、文字を書く（writing）ことなのか、絵を描く
（drawing）ことであるのかを明確に判断できない。村石昭三・
天野清が4歳・5歳の幼稚園児を対象に行った研究²⁴⁾によれば、
「き」の書字率は39.56%であり、現在ではさらに書字率が上昇
していることが予測できる。絵を描かずに、文字を書く反応は、
ひらがなを書くことを覚え始めた頃の幼児や漢字の「木」を学
習した頃の小学1年生にもみられることがあり、発達障がいをも
つ子どもにおいても同様のことが見られる（図2）。

「果物・実のなる・1本」が言語教示に含まれている場合は、
「書字では無く、木の絵を描くことが求められている」と類推
しやすくなると考えられる。

3.2.4. 「実」について

中島らは⁴⁾ 21の訳者注で、『日本では「実のなる木を描いてください」「実のなる木を1本描いて
ください」「1本の木を描いてください」などの教示がよく使われるが、コッホの教示は
「Obstbaum（果樹）を1本描いてください」である』と描く樹木の種類を指定していることを指
摘している。『果物』だけで無く、『実のなる木』と『実』を入れる場合と単に『木』とする場合
とでは、「実」を言語教示に加えた場合は、加えない場合よりも「実」を描く率が高まること
が容易に予想される。幼児の場合、「実のなる木」と「実がなっている木」の区別、ならびに教示
の趣旨である「実を付けるような種類の木」=「果樹」をどれだけ理解し、描くことが出来るだ

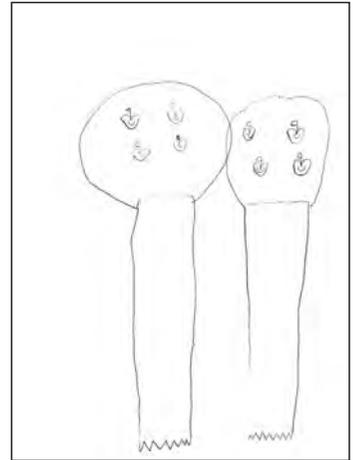


図1. 複数の樹木（5歳2ヶ月・
女児）（A4版・4B鉛筆）

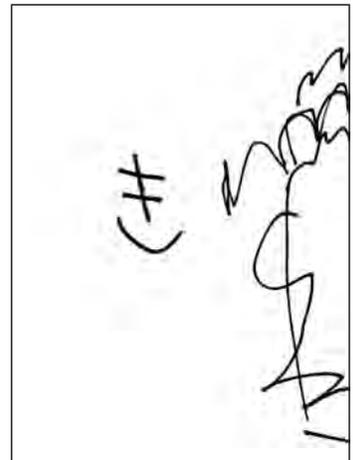


図2. 文字反応（5歳1ヶ月・女
児）（文字を強調するため用紙の
一部を拡大・右は樹木の一部・中
太サインペン）

ろうか。「縦の木」以外の木を描くように条件をつける検査者や成人の場合でも「実」は、その有無、大きさ、個数、位置、形態等が樹木画の解釈と密接に結びついていることから、言語教示に加えない検査者もいる¹⁴⁾。既述のように、実のなる木がかけないときや幼児に対しては、「リンゴの木」という教示例を記載しているものもあるが、描く樹木をリンゴの木に限定することに繋がり、さらに「りんごの実」の描出を求めることに繋がる。このような影響を及ぼす可能性がある教示は、その臨床的意義を含め更なる検討が必要であろう。同様に、知的発達の遅れや言語発達遅滞をもつ子どもを対象にバウムテストを実施する際には、発達の個人差に応じた教示上の配慮が、どのように行われるのがより適切であるのかについての検討も不可欠となろう。

言語教示にみられる多様性は、検査目的が研究者、臨床家によって異なり、描出された絵の解釈や描出中の行動観察からの情報を重視し、検査結果を数値で示す標準検査とは性質が異なる投影法検査の持つ特性の表れの一つと考えられる。また、それぞれの分野における臨床経験から、創意工夫され発展しており、それぞれの検査目的を達成することに適合している教示であるとも思慮されることから、個々の状況を尊重せずに教示を統一することは、慎重であらねばならない。

3.3. 筆記用具について

筆記用具の使用について、I群では、【高橋ら】HB鉛筆（消しゴム）、【ルネ、ストラ】2B鉛筆、【杉浦ら】2B～4Bの鉛筆、【林】【一谷ら】4B鉛筆（消しゴム）、また、【コッホー1】は、中程度の柔らかさの鉛筆と記述されていた。II群では、【山中】4B鉛筆、また、【カスティーラ】は「インクかボールペンが良い」と記載していた。III群では、【木村の教示】2B鉛筆、【中島】【桑代】4B鉛筆、また、【コッホー2】は、「中軟質から軟質の硬さの鉛筆」と記載されていた。IV群では、【村上】HB鉛筆、【林ら-1】【廣澤ら】【谷】4B鉛筆と記載されていた。なお、これら筆記用具について表2. にまとめて示した。

また、消しゴムの使用については、記載が無くとも基本的に制限は無いと考えられる。

筆記用具は、【カスティーラ】のみ、「インクかボールペンが良い」としている以外、他は鉛筆を指定している。硬さは、HBから4Bであるが、4Bの鉛筆が使用されることが最も多かった。幼児は、鉛筆での描画に慣れているとは言えない。描画はクレパスかクレヨン、サインペン等を用い彩色が多いが、筆圧に関しては鉛筆の方が評価が容易であることと消しゴムの使用による修正が可能であることも考慮しなければならない。

さらに、幼児が行う彩色では塗りつぶしが行われ、樹木の幹や樹冠、枝、葉、実などの形態や輪郭の境界が塗られることによって不明確となることがある。影や細部の描出や指標となる部分の確認が出来ず、解釈に影響を及ぼすこともあり得る。幼児が鉛筆で絵を描くことはまれであり、既述の「書字」反応の一因になっていることも予想できる。しかしその一方で、就学に関して、幼稚園や保育所と小学校との円滑な接続の重要性が言われるようになり、幼稚園、保育所とも年長クラスでは、鉛筆の使用経験が次第に増加してきている。それに伴って鉛筆による描画経験も次第に増えることが予測でき、鉛筆使用の問題は、近い将来に考慮すべき対象から除外される可

能性が高いと言えよう。

3.4. 用紙

3.4.1. 用紙の大きさ

I群では、【コッホー1】【林】【一谷ら】【杉浦ら】はA4版、【高橋ら】はB5版を使用しており、【ルネ・ストラ(Renée Stora)】は大きさについての記載がなかった。II群では、【山中】A4版、【カステイーラ】は、便箋の大きさ(13.5センチ×21センチ)と記載されていた。III群では、【コッホー2】【木村】【中島】【桑代】A4版、IV群でも、【林ら-1】【村上】【廣澤ら】【谷】はA4版を使用していた。

このように、群にかかわらず、A4版の使用が最も多く、その他は、B5版【高橋】が見られたが、初版は1986年であり、当時はB5版が広く使用されていたための記述と推定される。

3.4.2. 用紙の種別

I群では、【林】【一谷ら】は、画用紙を使用しており、【高橋ら】白ケント紙、【ルネ・ストラ】白い用紙、【杉浦ら】画用紙またはケント紙を使用していた。なお、【コッホー1】には、記載が無かった。II群では、【カステイーラ】白い紙、【山中】ケント紙、III群では、【コッホー2】タイプライター用紙、【木村】コピー用紙、【中島】【桑代】画用紙、IV群では、【林ら-1】【村上】【廣澤ら】画用紙、【谷】白紙を使用していた。

このように、ケント紙、もしくは画用紙の使用が多く、幼児や障がいをもった子ども達を対象とした場合は、紙質のしっかりした、破れたり折れたり皺が出来にくく、日頃から使い慣れ、扱いやすい用紙を用いており、描き易さへの配慮がなされていた。

3.4.3. 用紙の置き方

用紙の置き方についてI群では、【コッホー1】【林】【高橋ら】【杉浦ら】記載無し、【一谷ら】特に制限せず、【ルネ・ストラ】縦方向であった。II群では、【山中】記載無し、【カステイーラ】縦方向であった。III群では、【コッホー2】縦置き、もし被検者がこれを横向きに置き直しても、何も言う必要はない、とある。【木村】【中島】記載無し、【桑代】制限を設けず、であった。IV群では、【林ら-1】【村上】制限せず、【廣澤ら】縦に渡す、【谷】記載無し、であった。なお、表2.に用紙についてまとめて示した。

このように用紙は、群にかかわらず、縦置きを指定するか、置き方の制限をしない方法をとっている。成人は、描くものによって用紙の縦横を選択するが、幼児は、横置きでの描画になれている。幼稚園や保育所での描画は、「母の日」などに母親の肖像画を描く時以外に用紙を縦置で使用することは殆ど無く、このことは描くテーマを指定されない、いわゆる「自由画」においても横置きであり縦置きを見る機会はまれである。

A4版画用紙は長辺は293mmで短辺は206mmである。また、スケッチブックは長辺綴じと短辺綴じの両方が使用されているが、最も多く利用されている螺旋状金具で綴じられている、いわゆる「自由画帳」は、長辺293mm、短辺206mmで短辺が綴じられており、横置きでの使用が子どもにとっ

て扱いやすいと言える。また、幼稚園や保育所の保育室で広く使用されている6人掛けのテーブルの奥行きは、600mm～750mmが一般的と言え、幼児が向き合ってA4画用紙を縦置きで使用すると、空きスペースは無く、かろうじて用紙が重ならない限度ではあるが、用紙の手前が折れたりする大きさとなっている。八つ切り画用紙はさらに大きく、横置きの使用が日常化していると言える。

しかし、バウムテストでは、本来用紙は、縦に使用しても横に使用してもよく、縦にして置かれた場合でもそれを横に置き直しても良いが、その場合は、「①検査者や権威に対する無意識の反抗を示し、②自分の置かれた環境に不満を抱き、等々」と解される可能性がある¹⁴⁾。また、「縦方向に木を描いた後に、別な用紙を横方向に使用して描くというやり方は、身体を動かしたい欲求が強く、また、どんなことにでも興味をもつ4歳男児に特徴的である。」との記述があり^{16) 70)}、幼児が、描き慣れた横置きに用紙を置き直す行動は、解釈する際の参考とされる可能性がある。

また、用紙の横置きは、既述のように余白を生み複数の樹木の描出を誘発する可能性が否定できない。幼稚園教育では、長年にわたって描画は「のびのびとした表現活動」「のびのびと絵をかく」ことが重視されてきた経緯があり²⁵⁾、用紙いっぱい大きく描くことが指導され、現在も受け継がれていると言える。このような描画における傾向は、木の大きさや高さに影響し、①用紙からはみ出す、②樹冠部が不自然に歪む（つぶれた樹冠）可能性が高まることが指摘できる。なお、4歳では用紙の大きさが描画の大きさに影響を及ぼし¹⁶⁾⁵⁹⁾解釈を行う上での指標となっている。

表2. 筆記用具・用紙について

群	検査者・研究者	筆記用具			用紙		
		種別	柔らかさ	消しゴム	大きさ	種別	置き方
I	コッホー1	鉛筆	中程度	-	A4	-	-
	林	鉛筆	4B	○	A4	画用紙	-
	高橋ら	鉛筆	HB	○	B5	ケント紙	-
	一谷ら	鉛筆	4B	○	A4	画用紙	制限せず
	ルネ、ストラ	鉛筆	2B	-	-	白紙	縦
	杉浦ら	鉛筆	2B～4B	-	A4	画用紙・ケント紙	-
II	山中	鉛筆	4B	-	A4	ケント紙	-
	カスティエーラ	インク・ボールペン		-	便箋	白紙	縦
III	コッホー2	鉛筆	中質～軟質	-	A4	タイプ紙	縦
	木村	鉛筆	2B	-	A4	コピー紙	-
	中島	鉛筆	4B	-	A4	画用紙	-
	桑代	鉛筆	4B	-	A4	画用紙	制限せず
IV	林ら-1	鉛筆	4B	-	A4	画用紙	制限せず
	村上	鉛筆	HB	-	A4	画用紙	制限せず
	廣澤ら	鉛筆	4B	-	A4	画用紙	縦に渡す
	谷	鉛筆	4B	-	A4	白紙	-

(注)「○」は使用可、「-」は無記入を示す。

3.5. その他の記載事項について

ここでは、Ⅲ群とⅣ群で記述された、その他の記載事項について検討する。

Ⅲ群では、【木村】は、「理解が難しいと思われる園児については、教示の内容に大きな違いが生じない範囲で簡易化して行った」集団法で実施した記述がある。【中島】は、「実、かくの？」という質問に対して具体的指示は行わず、「自分の好きなように」と答える。2～6名の集団法で実施し、お互いの絵が見えないように特に配慮している。【桑代】は、授業時間内45分間、真似をして描かないこと、写生しないことふざけて描かないことなどを指示、学級単位の集団法、学級担任同席との記述がある。一方、Ⅳ群では、時間、紙の使用方向、消しゴムの使用に制限が無いこと等の記述のみで、特記する事項はなかった。

このように、Ⅲ群では、幼児を対象に集団法で行う際に①通常の言語教示では十分でないことがあり個別対応が必要なこと、②互いに影響を受け合わない工夫が必要であったこと、③複数の検査者が必要であったことなどが読み取れた。

4. まとめ

バウムテストを幼児ならびに伝達障がいをもつ子どもを対象に実施する際の教示について、いくつかの角度から検討を加え、次のような知見を得た。

1. 言語教示は、成人では「実のなる木を描いてください。」を基調として「木を1本」「木の絵」という教示もみられた。一方、幼児ならびに伝達障がいをもつ子どもに対しては、「実のなる木を1本描いてください。」が最も多く、必要に応じて補助的な事項や特別な配慮が加えられていた。
2. 発達障がい児に対しては、言語教示の文頭に「1本」と描出する樹木の本数を指定する配慮が見られた。
3. 筆記具は、HBから4Bの鉛筆が使用され、幼児や支援を必要とする子ども達には柔らかい4Bを用いる教示が最も多かった。消しゴムの使用については、制限がなされていなかった。
4. 検査用紙は、A4版、画用紙、縦置きで使用する教示が行われていた。使用される用紙は画用紙が多く、折れたり破れたりしにくい、子どもが扱いやすい紙質のものが使われていた。
5. 幼児の心理特性や行動特性から、教示の内容によって検査結果に解釈の指標となる特徴が表れやすくなることが予測された。特に、①複数の樹木、②用紙の使用方向とその変更、③樹木のはみ出し、④樹冠の変形、⑤書字反応などは、誤った解釈に至る可能性がある。
6. 幼児や支援を必要とする子どもを対象としてバウムテストを実施する際にも、成人に用いられている指標がそのまま適用されており、検査対象の発達特性を踏まえて解釈の指標を再検討することが望まれる。

文献

- 1) American Psychiatric Association著、高橋三郎、大野裕、染矢俊幸、訳、「DSM-IV 精神疾患の分類と診断の手引き」、47-56、医学書院、1995
- 2) 融道男、中根允文、小見山実、岡崎祐士、大久保善郎、監訳、「ICD-10、精神および行動の障害、臨床記述と診断ガイドライン、新訂版」、医学書院、2005
- 3) C. コッホ、著、林勝造、国吉政一、一谷彊、訳、「バウム・テスト」、-樹木画による人格診断法-、2-3、118、日本文化科学社、2007
- 4) カール・コッホ、著、岸本寛史、中島ナオミ、宮崎忠男、訳、「バウムテスト第3版」、心理的見立ての補助手段としてのバウム画研究、誠信書房、2013
- 5) 山中康裕、岸本寛史、著、「コッホの「バウムテスト [第三版]」を読む」、『付録：佐藤忠洋、日本のバウムテスト文献一覧（1958～2010年）』、220-266、創元社、2011
- 6) 林勝造、国吉政一、一谷彊、著、「補遺・日本におけるバウムテストの研究」、(「バウム・テスト」、-樹木画による人格診断法-に集録)、118、日本文化科学社、2007
- 7) 林勝造、「性格検査としての描画法」、(一谷彊、林勝造、国吉政一、編著、「バウムテストの基礎的研究」、に集録) 12、風間書房、1985
- 8) 中井久夫、著、中井久夫著作集、精神医学の経験、4巻 「治療と治療関係」、241-245岩崎学術出版社、2004
- 9) ドゥニーズ・ドゥ・カスティエーラ著、阿部恵一郎、訳、「バウムテスト活用マニュアル」、精神症状と問題行動の評価、金剛出版、2011
- 10) 岸本寛史、編、臨床バウム、「治療的媒体としてのバウムテスト」、149-166、誠信書房、2012
- 11) 衣斐哲臣、編、「心理臨床を見直す”介在”療法」、対人援助の新しい視点、259-275、明石書店、2012
- 12) 石川清明、「検査法の活用-樹木画テストの導入と利用」、日本言語障害児教育研究会第45回大会資料集、153-156、2012
- 13) 石川清明、「検査法の活用-樹木画テストの導入と利用」、日本言語障害児教育研究会第46回大会資料集、141-145、2013
- 14) 高橋雅春、高橋依子、著、「樹木画テスト」、文教書院、2008（初版16刷）
- 15) 一谷彊、林勝造、国吉政一、編著、「バウムテストの基礎的研究」、風間書房、1985
- 16) ルネ・ストラ、著、阿部恵一郎、訳、「バウムテスト研究」、いかにして統計的解釈にいたるか、69-70、みすず書房、2011
- 17) 杉浦京子、金丸隆太、著、「投影描画法テストバッテリー」、星と波描画テスト、ワルテック描画テスト、バウムテスト、川島書店、2012
- 18) 木村香代子、「幼児の樹木画テストにおける発達的な検討」、創価大学大学院紀要、23、309-332、2010
- 19) 中島ナオミ、「幼児期のバウムテストの特徴」日本保育学会第59回大会、40、2006
- 20) 桑代智子、「健常児のバウムテストにおける加齢にともなう変化」、奈良女子大学大学院人間文化研究科年報、

21号、117-128、2006

- 21) 村上義次、「投影描画法を通して見た発達障害児の内面の変化」、早稲田大学大学院教育学研究科紀要・別冊、18号-2、179-189、2011
- 22) 廣澤愛子、大山卓、「高機能広汎性発達障害児の描画特徴に関する一研究－バウムテストを用いて－」、愛知教育大学教育実践総合センター紀要、第10号、25-34、2007
- 23) 谷俊治、「事例で学ぶ言語障害児教育」、日本言語障害児教育研究会第46回大会資料集、15-31、2013
- 24) 国立国語研究所、「幼児の読み書き能力」、国立国語研究所報告45、171、東京書籍、1972
- 25) 文部省、「幼稚園教育要領、文部省告示第69号」、1964施行

資料 一各群ごとの教示内容一

教示の記載については、①言語教示②筆記用具③用紙の大きさ④用紙の方向（縦置きか横置きか）⑤対象者の年齢⑥対象者の持っている問題⑦その他必要と思われる事項の7項目に分けて示した。また、文献が共著であったり、複数の事例が含まれているものがあるため、執筆者ごとに記載し、文献番号と当該ページをその都度示した。

1. I群の教示について

【コッホー1】 3) 2-3①「実のなる木をかきなさい」②中程度の柔らかさの鉛筆③A4規格④⑤⑥記載無し⑦色を用いない

【林】 15) 11-13①「実のなる木をできるだけ上手にかいてください、画用紙は全部使ってよろしい」②4Bの鉛筆と消しゴム③A4判の画用紙④⑤⑥記載無し⑦Kochのインストラクションを忠実に実施

【高橋ら】 14) 10-11、初版は1986年、①「木を1本描いてください」②HBの鉛筆と消しゴム③B5版の白ケント紙④⑤⑥記載無し⑦定規その他の器具を使わせてはならない。

【一谷ら】 15) 84-93、①「実のなる木を描いて下さい」②4Bの鉛筆③A4版画用紙④使用方向については特に制限せず⑤⑥記載無し⑦時間、特に制限せず。集団法により実施

【ルネ・ストラ】 16) 69-71、①「木を描いてください、あなたの好きなように、どんな木でもよいのですが、縦の木は描かないでください」②2Bの鉛筆③白い用紙④縦方向に置く⑤⑥⑦記載無し

【杉浦ら】 17) 115、①「木の絵を描いてください」②2B～4Bの鉛筆③A4画用紙またはケント紙④⑤⑥記載無し。⑦複数描くこともできる。時間制限はしない。

2. II群の教示について

【カステーラ】 9) 23、①木を描く。（教示では無いと思われる。著者の注）②インクかボールペンが良い③便箋の大きさ（13.5センチ×21センチ）無罫の白い紙④縦方向に使う⑤成人⑥精神症状・問題行動の症例紹介⑦知的障害の成人男女6例を紹介

【山中】 10) 4-5、①「実のなる木を1本描いてみてください。」②4Bの鉛筆③A4版ケント紙④記載無し⑤成人⑥うつ・人と上手く関われない⑦記載無し

3. III群の教示について

【コッホー 2】 4) 147-148、①「果物の木を「1本」、できるだけ上手に描いてください（Zeichnen Sie bitte einen Obstbaum, so gut Sie es können.）」②中軟質から軟質の硬さの鉛筆③標準規格のA 4判210mm×297mmの紙（たとえばタイプライター用紙など）④縦向き。もし被検者がこれを横向きに置き直しても、何も言う必要はない。⑤⑥記載無し⑦やや固めの、表面が滑らかな下敷き、消しゴム

小さい子どもで「果物の木」という概念がわからない場合、あるいは理解できない場合は「りんごの木」とか、単に「木」という教示で十分である。（6歳児から描かせており、「リンゴの木を描きなさい」と教示している。（著者注）

また、コッホは研究の過程で教示を変化させてきたが、これらの経緯は、ルネ、ストラがまとめている。16) 10

【木村】 18) 313①「木を描いてください。どんな木でも構いません。」②2 Bの鉛筆③A 4のコピー用紙④記載無し⑤3歳～5歳幼稚園児⑥記載無し⑦理解が難しいと思われる園児については、教示の内容に大きな違いが生じない範囲で簡易化して行った。集団法で実施。

【中島】 19) 40-41①「実のなる木を1本かいてちょうだい」②4 B鉛筆③A 4版画用紙④記載なし⑤3歳～卒園までの幼稚園児・保育園児⑥記載無し⑦「実、かくの？」という質問に対して具体的指示は行わず。「自分の好きなように」と答える。2～6名の集団法で実施、お互いの絵が見えないように特に配慮。

【桑代】 20) 117①「実のなる木を一本描いてください」②4 B鉛筆③A 4版画用紙④使用方向に制限を設けず⑤幼稚園児～中学3年⑥記載無し⑦授業時間内45分間、真似をして描かないこと、写生しないことふざけて描かないことなどを指示、学級単位の集団法、学級担任同席。

4. IV群の教示について

【林ら-1】 3) 118①「実のなる木を一本かいてください」②4 Bの鉛筆、消しゴム③A 4の画用紙④紙の使用方向に制限はない。⑤幼稚園から中学生まで⑥情緒障害・不登校⑦時間、紙の使用方向、消しゴムの使用に制限はありません、写生をしないように

【村上】 21) 181①「1本の木を描いて下さい」②HB鉛筆③A 4画用紙④用紙の方向に制限を加えず⑤11歳（小5）⑥発達障害児⑦所要時間、消しゴムの使用に制限を加えず。

【廣澤ら】 22) 28①「一本の実のなる木を描いてください」②4 B鉛筆③A 4画用紙④縦に渡す⑤7歳～13歳⑥高機能広汎性発達障害⑦記載無し。

【谷】 23) 25①「実のなる木を一本描いてください」②4 Bの鉛筆、消しゴム③A 4の白紙④⑤⑥⑦記載無し

（いしかわきよあき 國學院大學人間開発学部子ども支援学科准教授）